

6. 2. 27
2177



第廿五号
昭和六年六月廿二日
警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏
社会局長 吉田 茂

株式会社「ヤル」ト志村工場労働争議ニ關スル件
(第五号)

要旨 労働争議ニ對シテ
三月及北首ノ五日労働争議ノ全見アリタルカ何等ノ進展ヲ見ズ

標記労働争議ノ其ノ後ノ経過左記ノ通り

一 労働者側

労働争議ニ對シテ労働歌ノ合唱激勵演説等ニ依リ結束ヲ固メ居リ且

ヨリ解決ニ導ク名案ヲ考案ノ上事議団体ニ通知スルコトトシ
會見ヲ打切りタルカ所該労働雙方沈黙シ交渉ノ進展ヲ見サリ
之カ労働者側ハ労働争議トノ交渉ニ不便且交渉費ニ多額ヲ要
シ結果的交渉ヲ為シ得ストシ会社營業亦亦ノ空家ニ數金一千
二百圓家賃九十圓ニテ傷受ケ奉月二十日園長坂口以史指揮ノ
下ニ男女工四十五名カ福轉シ激勵演説労働歌等ヲ合唱シテ
気分ヲ揚ケツリアリ目下ノ要具体的斗争方針ナキモノ、如ク
幹部間ニ於テ協議中ノ標榜ナルカ大小カバトニ對シ察見ノ
原價暴落ノ印刷物ヲ撒布シ取引ノ妨害ヲ為サントスル計畫アリ
リ終戦中

二 事業主側

労働争議ハ工場事務ハ平素凶々四六ノ事務負出動シ居ルノ
之何等具体的対策ナキモノ、労働争議団体ノ營業妨害的計畫ニ對シ
去十九日又、取引先ノ諒解得ヘク大小自賃金ニ連連郵便シテテ保護セリ
右及中(通)報假也